

スズメバチ駆除費の一部を補助します

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

町では、一般住宅にできたスズメバチの巣を業者に依頼し駆除した場合、費用の一部を補助しています。

補助対象 一般住宅(賃貸物件を除く)にできたスズメバチの巣の駆除

補助金額 駆除費用の1/2(上限1万円)

必要書類 ①申請書(町指定の様式) ②駆除に要した費用の領収書 ③写真(駆除前と駆除後)

駆除業者について 町内外を問わず、駆除業者であれば補助対象となります。

その他 ・申請の期限は、**領収書の日付から30日以内**になります。

- ・町職員による駆除は行っておりません。
- ・上記のほかに、通帳(振込先口座)と認印をお持ちください。
- ・予算額に達した時点で受付を終了します。



町ホームページ

児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設の第5期指定管理者募集

問合せ 児玉郡市広域市町村圏組合 施設課 ☎0495-27-2241 FAX0495-27-2242

児玉郡市広域市町村圏組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年条例第3号)に基づき、児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設の指定管理者を募集します。

【施設の概要】

名称 児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設

所在地 埼玉県本庄市東五十子167番地3

設置時期 平成12年5月1日

施設概要 構造 鉄筋コンクリート造3階建(敷地面積 4,913.6㎡、延床面積 4,265㎡)
温水プール(25mプール5コース、幼児プール、シャワー室、採暖室、救護室、見学者ホール)、浴室
1・2(泡風呂、ジェット風呂、水風呂、薬湯風呂、ミストサウナ、遠赤外線サウナ、露天風呂)、部屋等
(大広間140畳舞台付、和室20畳×3室、リラクゼーションラウンジ、厨房)

【指定管理者が行う業務】

- ①余熱利用施設の利用許可に関する業務
- ②余熱利用施設の利用に供する業務
- ③余熱利用施設の利用に係る料金の収受に関する業務
- ④余熱利用施設の維持管理に関する業務
- ⑤上記に掲げるもののほか、余熱利用施設の管理運営上、管理者が特に必要と認める業務

【指定期間】 令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)

【募集要項等の配布期間】

8月1日(木)～23日(金) 土・日・祝日を除き、午前9時～午後4時30分

※募集要項等は、ホームページからもダウンロードできます。

【現地説明会】8月26日(月)

【申請の受付期間】

9月5日(木)～30日(月) 土・日・祝日を除き、午前9時～午後4時30分

※申請は、児玉郡市広域市町村圏組合へ持参に限ります。申請書等の書類の確認を行いますので、申請に際しては事前に電話のうえ、ご持参ください。



児玉郡市広域市町村圏組合ホームページ

料金受取人払

児玉郵便局
承認

480

差出有効期限
令和6年12
月28日まで

3670290

神川町役場
神川町大字植竹九〇九
(受取人)

神川町長 宛
「私のまちづくり提案」

あなたの声を聞かせてください

切手を貼らずにお出しください

〒3670290

郵送又は直接投稿できます。

郵便投稿

線に沿って封筒の形に切り取り、中央で折り、のりを付け、封筒の形に仕上げて切手を貼らずに郵送できます。

直接投稿

下記の場所に「まちづくり提案箱」を設置しております。直接、投稿できます。

・役場(本庁舎1階)

・神泉総合支所

・中央公民館

・ふれあいセンター

あなたの声を聞かせてください

「まちづくり提案箱」は、町民の皆さまから町政へのご意見やご提言などをお寄せいただくものです。

いただいたご意見等は、町長が直接拝読するとともに、担当課で内容について調査・検討し、今後の町政運営の参考にさせていただきます。

※原則として個別に返答はいたしませんので予めご了承ください。返答をご希望の場合には、ホームページまたは総合政策課備え付けの「町長への手紙」をご利用ください。

お問い合わせ

神川町役場 総合政策課 企画調整担当

☎ 0495-77-0701

FAX 0495-77-3915